

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う基準の条例等の制定について

パブリックコメント実施の際の題名	意見を募集した条例等の考え方	募集期間	意見提出数(意見件数)と意見に対する市の考え方	条例制定の考え方	制定時期																																																																				
子ども・子育て支援新制度の施行に伴う「放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準(案)」	川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例 <本市の対応案> 国の基準に沿った基準としますが、本市独自の経過措置として、設備の基準に関して児童1人当たり1.65㎡以上設けるとする専用区画の面積基準に満たない場合は、条例の施行日から平成32年3月31日まで経過措置を設けることとします。	平成26年8月28日(木) ～平成26年9月26日(金)	78通(173件) 【御意見に対する本市の考え方の区分説明】 A：御意見の趣旨を踏まえ、基準に反映させるもの B：御意見の趣旨が基準(案)に沿った意見であるもの C：今後の施策・事業を推進する中で参考とさせていただくもの D：基準(案)や施策に対する要望の意見であり、基準(案)や施策の内容の考え方等を説明するもの E：その他	今後の施策・事業の推進に向けて参考にする意見・要望や事故防止のための対策を講じるよう意見があったことから、一部の意見を反映し、条例案を策定しました。	平成26年度第4回定例会(12月議会)																																																																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">件数</th> <th colspan="5">市の考え方(単位:件)</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準条例全般に関すること</td> <td>22</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備に関すること</td> <td>13</td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職員の員数及び資格に関すること</td> <td>22</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>21</td> <td></td> </tr> <tr> <td>児童の集団の規模に関すること</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開所時間及び日数に関すること</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他運営に関すること</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>101</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>173</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>11</td> <td>154</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	項目	件数	市の考え方(単位:件)					A	B	C	D	E	基準条例全般に関すること	22	1	7	4	10		設備に関すること	13			5	8		職員の員数及び資格に関すること	22			1	21		児童の集団の規模に関すること	3				3		開所時間及び日数に関すること	6				6		その他運営に関すること	6				6		その他	101			1	100		合計	173	1	7	11	154	0		
項目	件数	市の考え方(単位:件)																																																																							
		A	B	C	D	E																																																																			
基準条例全般に関すること	22	1	7	4	10																																																																				
設備に関すること	13			5	8																																																																				
職員の員数及び資格に関すること	22			1	21																																																																				
児童の集団の規模に関すること	3				3																																																																				
開所時間及び日数に関すること	6				6																																																																				
その他運営に関すること	6				6																																																																				
その他	101			1	100																																																																				
合計	173	1	7	11	154	0																																																																			

パブリックコメント実施の際の題名	意見を募集した条例等の考え方	募集期間	意見提出数(意見件数)と意見に対する市の考え方	条例制定の考え方	制定時期																																																																											
<p>子ども・子育て支援新制度の施行に伴う関係条例の制定について</p>	<p>川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例 <本市の対応案> 国の基準に沿った基準としますが、本市独自の基準として、乳児室の面積を国よりも高い基準にし、保育時間等について開園日・開園時間は認可保育所と同様とします。</p> <p>川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例 <本市の対応案> 国の基準に沿った基準としますが、本市独自の基準として、乳児室の面積を国よりも高い基準にし、保育時間等について開所日・開所時間は認可保育所と同様とします。</p> <p>川崎市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営の基準に関する条例 <本市の対応案> 法の趣旨を鑑みて、国の基準どおりとし、本市独自の基準は定めないこととします。</p> <p>【一部を改正する条例】 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 <本市の対応案> 保育時間等について本市における多様な就労実態や都市部共通の通勤事情などを踏まえ、開所日・開所時間を新たに設けることとします。</p>	<p>平成 26 年 6 月 19 日 (木) ～平成 26 年 7 月 18 日 (金)</p>	<p>65 通(248 件)</p> <p>【御意見に対する本市の考え方の区分説明】 A：御意見の趣旨を踏まえ、条例（案）に反映させるもの B：御意見の趣旨が条例で制定する基準に沿った意見であるもの C：御意見の趣旨を、今後の施策の展開の参考とさせていただくもの D：条例で制定する基準や施策に対する要望の意見であり、提案や施策の内容を説明・確認するもの E：その他</p> <table border="1" data-bbox="1258 789 2205 1780"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">件数</th> <th colspan="5">市の考え方の区分</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子ども・子育て支援新制度全般に関すること</td> <td>85</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>15</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>基準条例に関すること</td> <td>95</td> <td>0</td> <td>10</td> <td>63</td> <td>22</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>基準条例全般に関すること</td> <td>63</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>51</td> <td>10</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>「(仮称)川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」に関すること</td> <td>11</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>10</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>「(仮称)川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」に関すること</td> <td>20</td> <td>0</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>11</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>「(仮称)川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」に関すること</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」に関すること</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>その他の意見等</td> <td>68</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>9</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>248</td> <td>0</td> <td>10</td> <td>63</td> <td>46</td> <td>129</td> </tr> </tbody> </table>	項目	件数	市の考え方の区分					A	B	C	D	E	子ども・子育て支援新制度全般に関すること	85	0	0	0	15	70	基準条例に関すること	95	0	10	63	22	0	基準条例全般に関すること	63	0	2	51	10	0	「(仮称)川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」に関すること	11	0	1	10	0	0	「(仮称)川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」に関すること	20	0	7	2	11	0	「(仮称)川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」に関すること	0	0	0	0	0	0	「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」に関すること	1	0	0	0	1	0	その他の意見等	68	0	0	0	9	59	合計	248	0	10	63	46	129	<p>条例（案）の趣旨に添った意見や、施策の展開の参考とすべき意見であったことから、案のとおり条例を制定しました。</p>	<p>平成 26 年度 第 3 回定例会 (9 月議会)</p>
項目	件数	市の考え方の区分																																																																														
		A	B	C	D	E																																																																										
子ども・子育て支援新制度全般に関すること	85	0	0	0	15	70																																																																										
基準条例に関すること	95	0	10	63	22	0																																																																										
基準条例全般に関すること	63	0	2	51	10	0																																																																										
「(仮称)川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」に関すること	11	0	1	10	0	0																																																																										
「(仮称)川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」に関すること	20	0	7	2	11	0																																																																										
「(仮称)川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」に関すること	0	0	0	0	0	0																																																																										
「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」に関すること	1	0	0	0	1	0																																																																										
その他の意見等	68	0	0	0	9	59																																																																										
合計	248	0	10	63	46	129																																																																										

パブリックコメント実施の際の題名	意見を募集した条例等の考え方	募集期間	意見提出数(意見件数)と意見に対する市の考え方	条例制定の考え方	制定時期																																																																				
<p>子ども・子育て支援新制度の施行に伴う「保育の必要性の認定及び利用調整の基準(案)」</p>	<p>保育の必要性の認定及び利用調整基準(案)</p> <p>■保育の必要性の認定基準の事由である「就労」の下限時間の設定について <本市の対応案> 本市における待機児童の実態や現状の就労の下限時間(月16日以上かつ1日4時間以上)の設定を踏まえ、10年の経過措置期間を活用し、64時間以上(月16日以上かつ1日4時間以上)の就労を下限として定めます。</p> <p>■保育の必要性の認定基準の事由である「求職中」「育休中」について <本市の対応案> 「求職中」「育休中」については、その保育の必要性の実態を踏まえ、「保育標準時間認定(11時間相当)」と「保育短時間認定(8時間相当)」の2つの区分を設けず「保育短時間認定」とします。</p> <p>■保育の利用調整基準の優先利用について <本市の対応案> 本市における現行の保育所入所選考基準(要綱)上の取扱いを前提としながら、新たな優先利用の事項等も踏まえ、利用調整基準として定めます。</p>	<p>平成26年7月14日(月)～平成26年8月12日(火)</p>	<p>102 通(162 件)</p> <p>【御意見に対する本市の考え方の区分説明】 A：御意見の趣旨を踏まえ、基準に反映させるもの B：御意見の趣旨が基準(案)に沿った意見であるもの C：今後の施策・事業を推進する中で参考とさせていただくもの D：基準(案)や施策に対する要望の意見であり、基準(案)や施策の内容の考え方等を説明するもの E：その他</p> <table border="1" data-bbox="1285 789 2175 1661"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">件数</th> <th colspan="5">市の考え方(単位:件)</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育の必要性の認定に関すること</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>利用調整基準全般に関すること</td> <td>18</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>9</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>利用調整基準 別表1 に関すること</td> <td>22</td> <td>0</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>15</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>利用調整基準 別表2 に関すること</td> <td>12</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>11</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>利用調整基準 別表3 に関すること</td> <td>61</td> <td>37</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>22</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>利用調整基準 その他 に関すること</td> <td>14</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>13</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>その他に関すること</td> <td>32</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>162</td> <td>39</td> <td>14</td> <td>8</td> <td>72</td> <td>29</td> </tr> </tbody> </table>	項目	件数	市の考え方(単位:件)					A	B	C	D	E	保育の必要性の認定に関すること	3	0	1	0	2	0	利用調整基準全般に関すること	18	2	2	0	9	5	利用調整基準 別表1 に関すること	22	0	7	0	15	0	利用調整基準 別表2 に関すること	12	0	1	0	11	0	利用調整基準 別表3 に関すること	61	37	1	1	22	0	利用調整基準 その他 に関すること	14	0	1	0	13	0	その他に関すること	32	0	1	7	0	24	合計	162	39	14	8	72	29	<p>基準(案)の趣旨に沿った意見、今後の施策・事業の推進に向けて参考にする意見のほか、基準(案)の内容を修正すべき意見及び基準(案)の内容がわかりやすくなる意見があったことから、それらの意見を別表へ反映し、基準を制定しました。</p>	<p>平成26年9月26日</p>
項目	件数	市の考え方(単位:件)																																																																							
		A	B	C	D	E																																																																			
保育の必要性の認定に関すること	3	0	1	0	2	0																																																																			
利用調整基準全般に関すること	18	2	2	0	9	5																																																																			
利用調整基準 別表1 に関すること	22	0	7	0	15	0																																																																			
利用調整基準 別表2 に関すること	12	0	1	0	11	0																																																																			
利用調整基準 別表3 に関すること	61	37	1	1	22	0																																																																			
利用調整基準 その他 に関すること	14	0	1	0	13	0																																																																			
その他に関すること	32	0	1	7	0	24																																																																			
合計	162	39	14	8	72	29																																																																			